

様式第 1 4 号 (第 2 5 条関係)

上士幌町民指令第 3 8 4 号

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

住 所 帯広市西 2 3 条北 4 丁目 1 番地 2

名 称 有限会社 タナベ

代表者 代表取締役 田邊 宏 様

令和 8 年 9 月 1 0 日に申請のあった一般廃棄物処理業については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物 (家屋解体に伴い生じた一般廃棄物・遺品等)
営 業 所 の 所 在 地 及 び 名 称		帯広市西 2 3 条北 4 丁目 1 番地 2 有限会社 タナベ
許 可 期 間		令和 8 年 1 0 月 5 日 令和 1 0 年 1 0 月 4 日
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		上士幌町全域
許 可 条 件	収集した廃棄物の搬入場所	① 北十勝 2 町環境衛生処理組合 ② 山口重機有限会社 南町処理場 ③ アスリー株式会社 中間処理場
	そ の 他	1. 営業を廃止したときは、直ちにこの許可を返還すること。 2. この許可証は、他人に譲渡、貸与してはならない。 3. この許可に係る営業を行うときは、この許可証又はその写しを関係者に提示すること。

令和 8 年 1 0 月 5 日

上士幌町長 竹 中 貢

